

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

新宿区景観まちづくり計画

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|-----------|--|---|------------------------|
| 1 | 景観まちづくり計画 | 「新宿区景観まちづくり計画」一部改定では、区民等との協働による景観形成について、どのような取り組みがなされるのか。 地区協議会での「景観パトロール」のような組織が考えられないか。 | 道路上の置き看板等について、区では、町会、商店会、関係行政機関等とともに定期的に地域パトロールを行い、是正指導を行っております。区は引き続き、地域の環境美化、良好な景観形成、安全で快適な交通環境の確保等を目的とした取り組みを行っていきます。 建築物や屋外広告物について、景観面から「パトロール」を行うことは考えておりませんが、区は景観事前協議を行うことにより良好な景観に配慮した建築物、屋外広告物等を増やしていきたいと考えています。 あわせて、シンポジウムの開催や区民参画の表彰制度等により、広く区民等のご意見をいただき、景観事前協議等に活かしてまいります。 | 他の施策や計画に考え方は盛り込まれています。 |
| 2 | 景観まちづくり計画 | 「新宿区景観まちづくり計画」一部改定について異なる。 | 改定後の「新宿区景観まちづくり計画」に基づき、良好な景観形成に向けて、今後も区は景観まちづくりに取り組んでいきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 3 | 景観まちづくり計画 | 東京都屋外広告物条例の地域ルールを活用して規制や景観保全等に努めていくべき。 また、区が地域ルールづくりを地域の方々へ呼びかけ、地域の皆さんとともに策定を進めていくべき。 | 今後、地域主体のまちづくりの中で、意向がある地域について、区は地域の方々と合意形成を図りつつ、東京都屋外広告物条例に基づく屋外広告物の「地域の個性や美しさを創出するためのルール(通称:地域ルール)」の策定を進めていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 4 | 景観まちづくり計画 | 「地域の景観特性に基づく区分地区」は現在6地区であるが、今後要望を聞いて増やしていくべき。 | 「新宿区景観まちづくり計画」では、景観上の特性等を勘案した上で、「まちづくり活動が先進的に行われ、将来イメージが共有されている地区」、「景観上の特性が周囲と異なり、特に良好な景観形成が必要とされている地区」等について、地域住民と合意形成を図りながら「地域の景観特性に基づく区分地区」を定めていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 5 | 景観まちづくり計画 | 「新宿区景観まちづくり計画」一部改定(素案)の「歴史あるおもむき外濠地区」の対象地域は千代田区にまたがっている。そのため、地域ルールの検討にあたっては、千代田区とも連携をとり、ビルオーナーの方など地元住民の意見をよく聞き、慎重に進めるべき。 | 外濠周辺地区の地域ルールの検討については、隣接する千代田区や港区と意見交換を行うなど、連携を図っていきます。また、説明会等を通じて、地域の方々やビルオーナーの方とも意見交換をしながら合意形成を図っていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|-----------|--|--|---------------|
| 6 | 景観まちづくり計画 | 歌舞伎町地区は、屋外広告物で溢れており、今後の屋外広告物の活用については慎重に検討を進める必要がある。また、屋外広告物の活用方針については、パブリックコメント等により地域の方々や利用者等に意見を聞く機会を設けるべき。 | 「エンターテインメントシティ歌舞伎町地区」における屋外広告物の活用については、東京都広告物審議会の議を経るとともに、運営主体となるまちづくり団体等が自主審査体制を構築し自主審査基準を設けるなど、適切に対応していきます。 また、地域の方々や利用者等の意見については、パブリック・コメントの実施は考えていませんが、今後、屋外広告物の景観事前協議の開始に伴う周知啓発を行う中で伺っていきたいと思います。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 7 | 景観まちづくり計画 | 柏木地区(旧淀橋区)についても、「地域の景観特性に基づく区分地区」の指定等の景観まちづくりに取り組むべき。 | 「新宿区景観まちづくり計画」では、景観上の特性等を勘案した上で、「まちづくり活動が先進的に行われ、将来イメージが共有されている地区」、「景観上の特性が周囲と異なり、特に良好な景観形成が必要とされている地区」等について、区民との合意形成を図りながら「地域の景観特性に基づく区分地区」を定めていきます。 柏木地区についても、地域の方々の意向を踏まえ、「地域の景観特性に基づく区分地区」について検討していきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |

新宿区景観形成ガイドライン

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|--------------|--|--|---------------|
| 8 | 景観形成ガイドライン全般 | 「新宿区景観形成ガイドライン」の改定について賛成である。 | 今回の改定により、よりきめ細かい景観誘導を行い、良好な景観形成を推進していきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 9 | 景観形成ガイドライン全般 | 外苑東通りを景観構成軸に位置づけていないのが残念。 外苑東通りは、榎地区のゲートウェイに当たる区の南北交通線路であり、当榎地区において文京区の「神田川景観基本軸」とネットワークし、江戸川公園背面斜面緑地が眺望可能な街道と思う。 現況は、歩道がアスファルト舗装となっており、商店ののぼり広告が点在している状況となっている。 外苑東通りの名にふさわしい「道のガイドラインの方針策定」を今後お願いしたい。 | 「新宿区景観形成ガイドライン」の中で、「幹線道路沿道の景観形成ガイドライン」を定めています。外苑東通り沿いで建築計画がある場合は、景観事前協議の際に、「まちなみの連続性に配慮する」等の景観誘導を行っています。 | ご意見として参考にします。 |
| 10 | 景観形成ガイドライン全般 | 区は事業者等に建築物の色彩が周辺と調和するよう協力を促すべき。 | 現在も区は事業者等に対して、景観事前協議時に外壁の色彩を周辺景観との調和を図るよう求めています。 今後も引き続き良好な景観形成に向けて取り組んでいきます。 | 考えは盛り込まれています。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|---------------------|---|---|---------------|
| 11 | 景観形成ガイドライン全般 | この10年くらいで、北新宿もずいぶん変わり、にぎやかになったりと少々とまどっている。 夜もネオンやビルのせいで空が赤く、星も見えなくなった。ネオンの色や大きさを考えて、落ちついた安心できる街並みにすべき。 | 今回、策定される「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」では、「住宅エリア」、「商業エリア」、「オフィス街、工業エリア」等の景観形成の目標を定め、景観事前協議等を通じて、周辺環境や景観に配慮した屋外広告物の景観誘導を進めていきます。 | 考えは盛り込まれています。 |
| 12 | エリア別景観形成ガイドライン | 済松寺を中心としたまとまったみどりの創出を考えているのなら、消火栓標識柱、分電盤、大型交通案内標識、バス停標識、選挙の告示板等の眺望阻害物に対して、景観上の配慮を関係機関に働きかけてほしい。緑と歩道空間の確保についても考慮すべき。 | 「エリア別景観形成ガイドライン」の中で、済松寺の周辺道路は「重要な軸線」と定めており、落ち着いた雰囲気と調和するみどり豊かな景観をつくるよう誘導しています。また、「新宿区景観形成ガイドライン」の中で「幹線道路沿道の景観形成ガイドライン」を定めており、外苑東通り沿いで建築計画がある場合は、景観事前協議の際に、「快適な歩行者空間をつくる」等の景観誘導を行っています。公共サインについては、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」で示されているように、各設置者による工夫や連携により、良好な景観形成を誘導していきます。 こうした区の景観形成に関する考えを、周知啓発等を通じて、関係機関へ働きかけていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 13 | エリア別景観形成ガイドライン | 「エリア別景観形成ガイドライン」10-3 西新宿エリアの景観形成の方針「1.新宿駅の西の玄関口にふさわしい質の高い駅前景観をつくる」の[新宿駅西口デッキのつくりこみ]及び「3.新宿駅西口の歴史をいかした賑わいあふれる景観をつくる」の[低層部の賑わい]についてのイメージ図では1、2Fのセットバックが望まれているように見受けられる。 賑わい創出の工夫が画一的になってしまう懸念がある。事業上への影響に配慮し、表現を工夫してほしい。 | 「エリア別景観形成ガイドライン」10-3 西新宿エリアの景観形成の方針「1.新宿駅の西の玄関口にふさわしい質の高い駅前景観をつくる」の「新宿駅西口デッキのつくりこみ」及び「3.新宿駅西口の歴史をいかした賑わいあふれる景観をつくる」の「低層部の賑わい」についてのイメージ図は、セットバックすることのみをイメージしているものではなく、賑わい創出の手法の一つとして例示しているものです。 | ご意見として参考にします。 |
| 14 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」では、「景観誘導項目」から「景観の目標」、「方策イメージ」の流れで、景観目標と方策イメージが構成されていると思う。章立ての表題である「景観誘導の視点」と内容が合わないと思うので、「景観の目標」としてはどうか。 | 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」の区全域に関しては、景観誘導に関すること、啓発に関すること、大きく2つの着眼点で分類していることから、「視点」としております。 | ご意見として参考にします。 |
| 15 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 「景観誘導項目」の語句の意味がすぐに理解しがたい。景観誘導の語句の説明を加えるべき。 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの用語集に以下の語句説明を追加します。 【景観誘導】 事業者や区民と連携し、景観事前協議等を通じて、良好な景観形成を図ることです。 | ガイドラインに反映します。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|-------------------------|---|---|---------------|
| 16 | 屋外広告物に関する 景観形成ガイドライン | 屋外広告物はどのように誘導されようが景観阻害要因としか考えられない。景観形成を果たそうとする委員会での審議内容が疑問である。 | 屋外広告物は、「生活者や来街者に必要な情報を提供する」、「経済活動における重要な情報伝達手段となる」、「まちの賑わいや活気を表現し、いきいきとした表情をつくる」といった役割や特徴があります。「屋外広告物に関するガイドライン等検討委員会」では、こうした役割や特徴を活用しながら、賑わいと活気や、歴史あるおもむきなど、良好な景観を形成できるよう、景観誘導の方法などを検討してきました。 | 質問にお答えします。 |
| 17 | 屋外広告物に関する 景観形成ガイドライン | 「新宿区総合計画」第6章「地域別まちづくり」の「複地域まちづくり方針」では、「地場産業や商店街を活かし、住機能と共存するまちづくりを進めます。」とある。「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」で、準工業地域の住居混在地域にも、何らかの誘導を検討すべき。 | 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」について、「景観誘導の視点1」では周辺環境や景観に配慮した屋外広告物に関する景観形成とし、「住居エリア」、「商業エリア」、「オフィス街、工業エリア」、「歴史、自然などの景観資源周辺」、「駅前交差点、幹線道路」、「昼間と夜間」と景観誘導項目を規定しています。区内には、様々な用途が混在する地域があり、多様な屋外広告物が掲出されます。 そのため、景観事前協議では設置する周辺の状況を勘案し、工業や住居が混在するエリアでは、「住居エリア」、「オフィス街、工業エリア」の景観誘導項目と照らし合わせながら、景観誘導を進めていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 18 | 屋外広告物に関する 景観形成ガイドライン | 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」(素案)P20の駐車場の屋外広告看板の色は、緑と黄緑色か。近所に緑と黄色の看板があるが、ガイドラインでは、このような色彩をP20のように「落ち着いた色彩」を用いた屋外広告物に誘導、指導するとの趣旨で記述しているのか。 | 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」(素案)P20の事例につきましては、通常の緑色と黄色を用いたデザインではなく、茶色と薄黄色を用いたデザインとなっています。住宅エリアでは「暮らしの価値や魅力を高める景観へ」と景観形成の目標を示しており、方策イメージは景観配慮のひとつの事例として掲載しております。区としては、落ち着いた色彩を用いた事例として景観事前協議等で活用していきます。 | 質問にお答えします。 |
| 19 | 屋外広告物に関する 景観形成ガイドライン | 屋外広告物の周囲に「旗」「別途看板」が建ち、煩雑な景観となっているものも見られる。 本体のデザインは良くても、周囲の看板によって煩雑な景観となり台無しになってしまうものがある。 | 屋外広告物の景観事前協議の対象は、東京都屋外広告物条例の許可申請の対象となるもののうち、継続的に設置され、建築物等に付帯する、あるいは土地に定着するもので、敷地内におけるのぼり旗や置き看板は、景観事前協議の対象としておりません。しかし、区としては、対象とはならない屋外広告物の設置にあたっては、別途広告主、所有者等へ良好な景観形成に向けた啓発を進めていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|---------------------|---|--|------------------------|
| 20 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 工場エリアの屋外広告物は、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」(素案)のP59に示されている「第4章 屋外広告物の景観誘導に関する手続き」によって、景観誘導が果たされるのか。「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」(素案)のP23「オフィス街、工業エリア」では、景観形成の目標を「業務空間として地域特性に応じた質の高い景観へ」としているが、これをどのような手続きで果たすのか記載すべき。 | 今回の「新宿区景観まちづくり計画」一部改定により、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」(素案)P59、P60に示すように、区は景観事前協議を行い、設計の早い段階で屋外広告物に関する景観誘導を行っていきます。「オフィス街、工業エリアなど」に該当する場所で、事業者が屋外広告物を設置する際には、景観事前協議の中で、区は景観形成の目標に沿った計画を促していきます。 | 質問にお答えします。 |
| 21 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 外苑東通りの市谷仲之町から弁天町区間は、現在片側拡幅、両側拡幅工事によって様相が変化する事が期待される通りである。特に、当町の地区計画区域と外苑東通り市谷仲之町から弁天町の線的区間の街並み誘導が期待される。この様な都市計画道路整備区間中の幹線道路における屋外広告物の誘導について、別途ガイドラインの策定を検討すべき。 | 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」では、「区全域ガイドライン」と「地域別ガイドライン」があります。今回、「新宿区景観まちづくり計画」に追加される「屋外広告物に関する景観形成方針」では「地域特性をいかした広告のルールづくり」があります。今後は、地域主体のまちづくりが進み、合意形成が図られた地区等を対象に、「地域別ガイドライン」を追加していきたいと思っています。 | ご意見として参考にします。 |
| 22 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 幹線道路広幅員歩道上の「のぼり旗」が顕著であり、景観を損なう上、植栽や景観照明灯の価値が大きく損なわれている。「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」に「のぼり旗」の取扱いを記載すべき。 | 東京都屋外広告物条例では、道路上は禁止区域に指定されており、原則、道路上ののぼり旗等の設置は禁止されております。また、区では、まちの美観を目的に、禁止を促す啓発や違反者に対して是正指導を行っています。今後も、こうした取組みに力を注いでまいります。 | 他の施策や計画に考え方は盛り込まれています。 |
| 23 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 「新宿区景観まちづくり計画」では、歌舞伎町、外濠地区は「区分地区」として景観形成基準が記されている。「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」では「地域別ガイドライン」と記されているので、「新宿区景観まちづくり計画」と用語の統一を図り、「区分地区別ガイドライン」としてはどうか。 | 「新宿区景観まちづくり計画」における「地域の景観特性に基づく区分地区」は、建築物、工作物、開発行為について、良好な景観形成を図るための方針や基準を定めます。「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」における「地域別ガイドライン」は、屋外広告物について、地域特性を反映させた景観形成の目標や方策を定めます。それぞれ趣旨が異なり、必ずしも一致するものではないことから、この様な名称になっています。 | ご意見として参考にします。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|---------------------|---|--|------------------------|
| 24 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 「地域別ガイドライン」には、「神田川・妙正寺川地区」、「新宿御苑地区」、「神楽坂地区」、「落合の森地区」での記載がないが、この地区での「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」は、「区全域ガイドライン」が適用されるのか。これらの地区で「地域別ガイドライン」を策定した方が良い。 | 「地域別ガイドライン」が策定されていない地域については、屋外広告物が設置される場所等を勘案し、「区全域ガイドライン」を活用して誘導していきます。 今後も、地域の方々とともに「地域の景観特性に基づく区分地区」や地域主体のまちづくりが進む地区を対象に「地域別ガイドライン」を検討していきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 25 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 景観事前協議の届出対象となる屋外広告物は、「東京都屋外広告物条例に基づく許可申請対象」、「土地に定着、あるいは建築物に附帯する屋外広告物」(野立看板、袖看板、壁面看板、屋上看板)、「今後、新たに設置されるもの」の全てを満たすものとしている。 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」に述べる景観誘導視点①、②、啓発の視点1～4は、屋外広告物、建築物の新設のみに適用される事となる。既存の屋外広告物は、どの様になるのか。 既存の屋外広告物がどの様に景観誘導されるのか記載すべき。 | 屋外広告物の景観事前協議の対象は、東京都屋外広告物条例の許可申請の対象となるもののうち、継続的に設置され、建築物等に附帯する、あるいは土地に定着するもので、新規のものが対象となり、既存のものは届出対象としておりません。しかし、既存の屋外広告物は東京都屋外広告物条例に基づき許可期間があり、期間が満了すると更新手続きが必要となります。継続申請若しくは除去し新たに新規として設置する場合があります。新規として設置する場合は、景観事前協議の対象となり、景観誘導が可能となります。その他、東京都屋外広告物条例の許可申請の対象外となるものについては、啓発活動を通じて、広告主、建物所有者等への自主的取組みを促していきます。 | 質問にお答えします。 |
| 26 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」(素案)P63に記載されている東京都屋外広告物条例に基づく許可申請について、適用地域を記載すべき。 | 東京都屋外広告物条例に基づく許可申請の適用区域は、区全域となっております。区域等に関する規定は、禁止区域、禁止物件、許可区域、東京都告示等による規制等が定められています。詳しくは、東京都または区が発行している「屋外広告物のしおり」をご参照ください。 | 他の施策や計画に考え方は盛り込まれています。 |
| 27 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | 商店街フラッグ事業は、平成22年度より正式に認可された商店街の街路灯に広告フラッグを掲出する新しい広告媒体による事業だと思ふ。 「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」(素案)P67だけの説明ではわからない。デザイン審査、道路占用許可等が必要であることを加えるべき。 | 本事業は平成22年度に東京都が認可した屋外広告物を活用した商店街活性化事業の内容です。街路灯柱などへの商業広告(フラッグ広告等)について、広告収入の一部を道路清掃、放置自転車対策など公共的な取組に充当する場合に、その掲出を東京都が可能とし、違反広告物の撤去や既存広告物の統一化を推進することにより、商店街の活性化と良好な景観形成の取組を支援するものです。フラッグを掲出する際には、ご指摘の通り、東京都商店街復興組合連合会によるデザイン審査や道路管理者への道路占用許可申請等の申請が必要となります。ご指摘を踏まえ、説明文に追加します。 | ガイドラインに反映します。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|---------------------|---|--|---------------|
| 28 | 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン | ちぐはぐな大きさ、色で落ち着きがなく品をうたがわれ るような看板が見られる。指導すべき。 | 東京都屋外広告物条例では、大きさ、設置の高さ等が定められており、既に申請窓口で指導を行っています。今回策定する「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」では、さらにきめ細やかな景観誘導を行うため、周辺環境や景観、建築物や敷地特性について景観形成の目標等を示しました。今後は本ガイドラインを活用し、景観事前協議等により良好な景観形成に向けた取り組みを進めていきます。 | 考えは盛り込まれています。 |

その他

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|------|---|---|---------------|
| 29 | 景観全般 | 一般住民が、区が景観形成に力を入れていることを知る機会は少ないと思う。 | 良好な景観形成に向けて、区が景観まちづくりを進めるうえでは、区民の理解と協力が不可欠です。今までも、シンポジウムの開催、景観まちづくりガイドブックの販売等の啓発活動を進めてきましたが、ご指摘を踏まえ、引き続き周知啓発活動を進めていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 30 | 景観全般 | これからの時代の生活、特に都会での生活において景観問題は大変重要な課題である。 | 今後も、「まちの記憶をいかした『美しい新宿』」を目標に景観まちづくりを進めていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 31 | 景観全般 | 「新宿区景観形成ガイドライン」の存在すら知らず、地域説明会では感心するばかりであった。長いこと新宿に住んでいながらはずかしいことだと反省している。 | 良好な景観形成に向けて、区が景観まちづくりを進めるうえでは、区民の理解と協力が不可欠です。これまでも、シンポジウムの開催、景観まちづくりガイドブックの販売等の啓発活動を進めてきましたが、「新宿区景観まちづくり計画」や「新宿区景観形成ガイドライン」をより広く区民の方々に知っていただくため、引き続き周知啓発活動を進めていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 32 | 景観全般 | 「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」は東京23区の中で傑出していると思っている。 | 良好な景観形成に向けて、今後も区は景観まちづくりに取り組んでいきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 33 | 景観全般 | 新国立競技場(仮称)の計画は、良好な景観形成のため、区が住民の意見を幅広く集約すべき。 | 新国立競技場(仮称)の計画については、学識や区民委員から構成される新宿区景観まちづくり審議会に報告し、広い視点から御意見をいただいております。それらの意見を踏まえて区は良好な景観形成を推進していきます。 | ご意見として参考にします。 |
| 34 | 景観全般 | 工事中の仮囲いは圧迫感があり、とても無機質なものであるため、景観事前協議時に、業者へ工事の仮囲いの壁面に絵を書くなど啓発を進めるべき。 | 工事中の仮囲いについては、近隣住民に受け入れられるような景観上の工夫を景観事前協議で啓発していきます。 | 運用面に反映します。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|---------|--|---|------------------------|
| 35 | 景観全般 | 道路上にあるバス停、駐輪場、喫煙所などについて、景観上の配慮に取組むべき。 | 都営バスのバス停は、屋外広告物の特例によって得られる広告収入を維持管理費用に充当し景観に配慮した取組みを行っています。 道路上における駐輪場については、付属物の色や形状、配置等について景観に配慮した整備を行っています。 喫煙所は、条例により区内全域で路上喫煙禁止としている点を踏まえ、受動喫煙の防止を図りつつ、周囲の景観にも配慮する整備に努めています。 これらの景観に配慮した取組みが今後も行われるよう、啓発に力を注いでまいります。 | 他の施策や計画に考え方は盛り込まれています。 |
| 36 | 屋外広告物全般 | 電柱に貼っているチラシは貼らせないように罰則を厳しくすべき。 | 東京都屋外広告物条例では、道路上は禁止区域に指定されており、原則、道路上の電柱のはり紙等は禁止されております。 また、区では、まちの美観を目的に、道路内にある電柱のはり紙等について禁止を促す啓発や除去活動を行っています。 今後も、こうした取組みに力を注いでまいります。 | ご意見として参考にします。 |
| 37 | 屋外広告物全般 | 看板の大きさはビルに比例した大きさにすべき。 | 東京都屋外広告物条例では、屋外広告物の設置の高さ、総量面積等の規制が定められてます。本計画の施行後は、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」を景観事前協議等で活用し、周辺環境や景観、建築物や敷地特性に調和した屋外広告物の景観誘導進めていきます。 | 他の施策や計画に考え方は盛り込まれています。 |
| 38 | 屋外広告物全般 | 消火栓標識下の広告は、ポールが高いのでアイライン上の景観を阻害する。 景観形成区域近傍では、広告が設置されていないが、枠が付いたままとなっている。 消火栓標識下の広告に対し誘導・啓発を検討すべき。 | 消火栓標識の広告の設置高さや枠の寸法については東京都屋外広告物条例及び条例施行規則により定められております。 枠の中に表示される屋外広告物のデザイン等については、今後、景観事前協議の対象となるため、周辺に調和するように景観誘導を進めていきます。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 39 | 屋外広告物全般 | 景観行政団体である新宿区が設置する屋外広告物への今後の対策を教えてください。 例えば、住居表示街区案内板などで、新しい情報等の案内が無いケースが多くみられる。 | 区が設置する公共サインについては、景観に配慮した設置や維持管理について取組んでいきます。 なお、区が設置する住居表示街区案内板については、毎年、街の変化や区民の意見などを勘案し、古いものから順次貼り替えや建替えにより情報更新しています。 | 質問にお答えします。 |
| 40 | 屋外広告物全般 | 屋外広告物の照明はLED電球を活用して環境に配慮した景観まちづくりを進めるべき。 | 今後、区は「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」を活用し、景観事前協議等を通じて、屋外広告物の景観誘導を進めていきます。運用において、事業者等へLEDの活用を啓発し、環境に配慮した景観まちづくりを推進していきます。 | 運用面に反映します。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|--------|--|---|---------------|
| 41 | その他の分野 | 電柱をコンクリートのままにせず薄い緑色にすべき。 | 電柱はコンクリート柱が標準ですが、景観に特段の配慮が必要な地区や通りでは、電柱の管理者へ景観上の配慮を促すよう努めてまいります。 | ご意見として参考にします。 |
| 42 | その他の分野 | 官と民の協力によりPFI構想を推進し、モノレールを計画するなど、新宿の個性を創る取組みを進めるべき。 | ご意見として参考にします。 | ご意見として参考にします。 |
| 43 | その他の分野 | 消火器の収納箱について、隣接区の文京区と新宿区の消火器の収納箱のデザイン、色、形状が違う。隣接区と協議し、統一化を図るべき。 | 消火器の配備は、初期消火体制の充実という趣旨で、各自自治体が独自に行っているもので、格納箱のデザインや維持管理の方法等も各々で異なっているのが現状です。一方で、その多くは人の注意を引く赤色を使い、消火器の表示をしている点では共通しており、消火器が設置されていることが明確に分かるように工夫されています。 現時点で他隣接区と統一化する予定はございませんが、今後、参考とさせていただきます。 | ご意見として参考にします。 |
| 44 | その他の分野 | 早大通りを景観形成資源として景観軸に捉えられているようだが、早大通りの歩道舗装の色彩が、外苑東通りを境に異なる。 平成27年度に向けて歩道舗装の改良が行なわれると聞けるが、色彩の統一と歩道敷設の共同溝の段差、積雪時の滑りに配慮した歩道舗装改良をお願いしたい。 | 早大通りの早大正門前から外苑東通りまでの区間については、歩道の損傷箇所が増えているため、段差や滑りの解消を図るとともに、景観に配慮した改修工事を、平成26、27年度の2か年でいきます。外苑東通りから江戸川橋通りまでの区間については、歩道の改修工事の予定は現在ありませんが、今後、改修を行う際には色彩、段差や滑りについて配慮していきます。 | ご意見として参考にします。 |
| 45 | その他の分野 | 区は商業区、住居区、教育区など、大きな目安を立て、且つそれぞれにふさわしい指導要綱を作り、実行していくべき。 新宿区で生活するに素晴らしい姿を実現すべき。 | 区では、長期的な視点にたつて、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにするもので、まちづくりの総合的な指針として、平成19年に都市マスタープランを策定しました。新宿区のまちづくりは、この都市マスタープランに即して、都市計画や具体的な計画、事業が進められます。景観まちづくり計画や景観形成ガイドラインも、都市マスタープランに基づき、具体的な計画として位置付けられ、景観まちづくりの推進として景観事前協議等の取組みを行っています。 | 趣旨を踏まえて取組みます。 |
| 46 | その他の分野 | 区立公園の樹木は、公園の中心部に多く、高木が多い。 みどりの景観形成ガイドラインで既存樹木を残すとあるが、区立公園は被災時の避難場所となっていることから、中心部は空地とし、樹木は公園の外郭部に設置し、景観の維持を図るべき。 | みどりの景観形成ガイドラインは、建築物の敷地内のみどりに対して、良好な景観を誘導するために作成しております。公園の整備については、今後とも地域住民と協働して地域の要望を踏まえた公園づくりに取り組んでいきます。 | ご意見として参考にします。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|--------|--|---|---------------|
| 47 | その他の分野 | 東京都立戸山公園を新宿区の管理にし、新宿区の景観まちづくりの象徴とすべき。 | 戸山公園の管理は東京都が行っていますが、新宿区が定める「エリア別景観形成ガイドライン」では戸山公園周辺の「景観形成の目標」を「戸山公園と大規模施設群を中心としたみどり豊かなまちなみへ」と定めており、戸山公園と周辺が一体となったまとまったみどりの創出を推進しています。 | ご意見として参考にします。 |
| 48 | その他の分野 | 新宿ゴールデン街を多様な新宿文化の象徴として、防火・防災の対策を講じ、新宿の文化遺産として保存すべき。 | 歌舞伎町ゴールデン街は、地域の住民、テナント及び地権者のみなさまのまちづくりの機運の高まりに応じて、歴史的・文化的なまちの記憶を活かしたまちづくりを進めています。同時に、防災性の向上を含む地域の課題解決に向けたまちづくりを検討していきます。 | ご意見として参考にします。 |
| 49 | その他の分野 | 柏木公園の既存樹木を活かしながら公園を立体化し、景観上の配慮とともに地域の憩いの場を作るなど、公園の活用について取り組むべき。 | 区は公園が区民の皆様の魅力ある身近な存在として有効に利用していただけるよう、地域住民との協働による公園づくりに取り組んでいます。 | ご意見として参考にします。 |
| 50 | その他の分野 | JR山手線を地中化するようにJR東日本に働きかけていくべき。 | ご意見として参考にします。 | ご意見として参考にします。 |
| 51 | その他の分野 | 代々木駅から新大久保駅及び大久保駅をつなげた「大新宿駅」を作るようにJR東日本に働きかけていくべき。例えば、ビル群を線路の上に作る、道路との折合いをつくるなど環境に配慮した整備を行っていくべき。 | ご意見として参考にします。 | ご意見として参考にします。 |
| 52 | その他の分野 | 住民との話し合いや現場視察を通じ、騒音や植栽計画等の問題を踏まえた公園の整備を進めるべき。 | 区は公園が区民の皆様の魅力ある身近な存在として有効に利用していただけるよう、地域住民との協働による公園づくりに取り組んでいます。 | ご意見として参考にします。 |
| 53 | その他の分野 | 環境負荷低減の取り組みに関して、7R(Reserch,Refuse,Reduce,Repair,Refoem,Reuse,Recycle)がある。都と区が進めようとしている「国家戦略特区」の課題とどのように関係してくるのか。 | 現時点における東京圏の国家戦略特別区域計画では、環境負荷低減の取り組みを主とした事業は示されていませんが、今後、計画が見直され、様々な事業で規制緩和が図られる中で、環境面に寄与することも考えられます。 | 質問にお答えします。 |
| 54 | その他の分野 | 2020年の東京五輪・パラリンピックやおもてなしといった世界注目の接点で、どのような準備や用意が必要か。CULTIVATEという語を基本コンセプトとしてはどうか。 | 新宿区では、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、区長室に東京オリンピック・パラリンピック開催調整担当部及び東京オリンピック・パラリンピック開催調整担当課を平成26年4月1日付けで設置しました。また、平成26年10月に東京オリンピック・パラリンピック開催推進会議を設置し、オリンピックに向けた今後の区の取り組みについて検討を進めています。 | 質問にお答えします。 |

| 番号 | 分類 | 内容(要約) | 考え方 | 取扱い |
|----|--------|---|---------------|---------------|
| 55 | その他の分野 | 「ハードウェアのまち作り」に取り組むために、区民一人一人がどのように連携していくかを検討するにあたり、だれが草むしりするの？といったアクションを考えるワークショップ等を子どもたちに参加してもらってはどうか。 | ご意見として参考にします。 | ご意見として参考にします。 |